

議題 2

該当箇所	意見	回答
p4 第 1 章 4. 第 8 期計画の基本指針について	「近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えを 行うこと。」と記載されているが、国の指針には「これらの備えの重要性について記載」することが求められている。 ついては、「これらの備えの重要性について検討すること」と改められたい。	新型コロナウイルス感染症対策を含めた災害に対する備えについて、第 4 章において、災害発生時の対応方法や、介護サービス事業者等のサービス継続、各関係機関と連携の上、必要な物資を確保するなどの取組を進めていく旨を記載しております。
p41 第 3 章	各事業の現状の数字（在宅医療介護連携支援センターの活用件数、在宅医療・介護連携数、医療と介護との連携数）を掲載し、次の計画年度において目指すべき数値目標の記載を。これがないと「計画」の進捗について検証ができないのではないのでしょうか。 このことは、本福祉計画案すべてを通じて言えます。他市では現状の数値、目標数値が盛り込まれており、検証に堪える計画となっていますが、本市は文章表記のみであるが故に客観的な検証が出来ないことを危惧します。ぜひ市民福祉向上のためにも数値目標を導入してください。またこのことに関する見解をお示しください。	本計画では、介護給付費負担金、地域支援事業費負担金に対して、それぞれサービスの必要見込量を掲載しております。更に、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業についても、それぞれの計画年度の推計値を掲載しております。また、各個別事業における数値目標については、効果検証を行うにあたり、把握可能な数値を基に検証するとともに、検証結果を含め次期計画に反映するよう進めます。
p43 第 4 章 基本目標 1 高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進 (2) 生活支援サービスの充実	地域交流活動の推進の欄の「生活困窮状態にある高齢者を発見した場合は、」との記載について。発見した場合、ということは偶然見つける、という前提に立っているが、アウトリーチの考え方を導入し「校区福祉委員会や地域の活動団体に対し、生活困窮や引きこもりの親族が居るなど、困難を抱えているかも知れない、気になる高齢者がいた場合は地域包括支援センターへ連絡するよう通常時より依頼し、生活支援コーディネーターは定期的に巡回・連絡を行うこととする」というような具体的なかつ実効的な記載をして、実際に取り組んで頂きたい。8050についても行政として積極的に問題として捉えて解決につなげる姿勢を、高齢者福祉計画にも是非もりこんで頂きたい。これは44ページの「総合調整機能の充実」の欄でも結構です。	生活困窮世帯へのアウトリーチや、8050問題について、社会福祉協議会や校区福祉委員会、福祉担当部局と連携し、安否確認や見守りを含め、地域におけるセーフティネットの構築を進めることにより、生活困窮者や引きこもりへの対応を行う旨記載しております。また、各福祉分野の役割を担う方の協力を得ながら、地域のネットワークづくりを進め、一人暮らし高齢者などに対して、通いの場への参加推奨や情報提供を行っております。
p62 第 4 章 基本目標 4 高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進 (3) 安全・安心対策等の推進	「また、感染症発生時にも高齢者の安全を確保できるよう、高齢者の地域活動や見守り活動などに対する感染予防対策についての支援を行い、関係機関と連携して対策を進めます。」という文言を入れ、実際に支援を行うようにしてください。 また、「感染症対策に係る情報提供」と同等の扱いとして、「感染症対策に係る支援」の項目を追加し市民参加型の取組（コミュニティカフェや介護予防トレーニングなど）に対するウィズコロナ・ポストコロナの観点から、感染予防対策への行政としての支援の明記を。 同じく感染症の中での高齢者の社会的孤立を防ぐための見守り体制の再構築や、安否確認の方法などについても、本計画での具体的な言及が必要。	感染症が危惧される情勢の中における高齢者の孤立や安否確認の体制整備については、地域における見守り体制をより一層進めるとともに、各関係機関と連携協力の上進めております。地域活動や通いの場における感染症対策については、現時点においても感染拡大等に繋がらないよう厳格に行っておりますが、今後、各関係計画と連携の上、感染症対策を進めてまいります。
p62 第 4 章 基本目標 4 高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進 (3) 安全・安心対策等の推進	1：この名簿は個別避難計画に基づき用意するもので、今は努力目標だとも解釈しますが、期限を設定する必要があると思います。 2：誰が誰を支援するのか？が最大課題につき、地域の独居老人などは地域の民生委員や自治会が協力者、また施設利用者については入居系は施設事業者を支援者とし、訪問サービス系はその事業者を支援者とするなど、マッチングの対象を細かく分けて明確化すれば、交渉がスタートできて名簿作成が進むと思います。 3：要支援者の支援程度に合わせて、重度ランク、中度ランク、軽度ランクを設定し、支援に専門性が必要な重度ランクの方から整備していくとの明記が必要ではないか？ 4：要支援者名簿に基づき要配慮者マップを作成し、平素、要支援者がどこに住んでいるかを明確にわかるようにする必要があると思います。	災害時避難行動要支援者名簿については、防災担当部局と連携し名簿の整理を進めております。